社会福祉法人北信福祉会定款

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 軽費老人ホームの経営
 - (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営
 - (二) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ホ) 認知症対応型老人共同生活支援事業の経営
 - (へ) 保育所の経営
 - (ト) 地域子育て支援拠点事業の経営
 - (チ) 一時預かり事業の経営
 - (リ) 放課後児童健全育成事業の経営
 - (ヌ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ル) 障害児通所支援事業の経営
 - (ヲ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人北信福祉会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果 的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供 する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域 福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県福島市南矢野目字才ノ後6番2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、法人本部職員1名、外部委員1名の合計3名 で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営 についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の2名以上が出席し、2名以上が賛成することが求められる。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が200,00円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(評議員の費用弁償)

第9条 評議員に対して、旅費交通費等の費用を、別に定める規程に基づき支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分
 - (9) 社会福祉充実計画の承認
 - (10) 合併の承認
 - (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内及び3月に開催 する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事 長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の互選により選任する。

(決議)

- 第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行 わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を指示したときは、評議員の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員の定数)

- 第17条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を 分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対 照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録 を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員 に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する 時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権 利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議が されなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員の費用弁償)

第25条 理事及び監事に対して、旅費交通費等の費用を、別に定める規程に基づき支給 することができる。

(責任の免除)

第26条 理事、監事または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について 社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が なく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には 、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度 として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第27条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉 法人の職員でないものに限る。)、監事または会計監査人(以下この条において 「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害につい て社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつ き善意でかつ重大な過失がないときは、理事、監事は金1万円以上、会計監査人 は金390万円以上で責任限定契約書等においてあらかじめ定めた額と社会福祉 法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関す る法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の 契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第28条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」という。) は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 内部管理体制の整備にかかる基本方針の決定

2 前項第4号にかかる規程は、別に定めるところによる。

(開催)

- 第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。
- 2 定時理事会は、毎年度5月、8月、12月及び3月に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。
 - (1) 定款第19条第3項によるとき
 - (2) 理事長が必要と認めたとき
 - (3) 理事長以外の理事から開催が必要とする書面をもって理事会の開催請求があったとき
 - (4) 監事から理事会開催の請求があったとき

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事会において出席した理事の互選により選任する。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該事項について異議を述べたときを除く。)理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 当該理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他財産の 3種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 土地

1	福島県福島市南矢野目字才ノ後3番1	1 筆	743.30 m²
2	福島県福島市南矢野目字才ノ後4番1	1筆	518.62 m²
3	福島県福島市南矢野目字才ノ後5番1	1筆	2,697.40 m ²
4	福島県福島市南矢野目字才ノ後5番5	1筆	126.96 m²
(5)	福島県福島市南矢野目字才ノ後6番2	1筆	2, 443. 89 m ²

6	福島県福島市南矢野目字三日尻1番1	1筆	1, 426. 00 m ²
7	福島県福島市南矢野目字三日尻1番32	1筆	161. 41 m²
8	福島県福島市南矢野目字三日尻2番1	1筆	832. 49 m²
9	福島県福島市南矢野目字才ノ後8番1	1筆	3, 502. 90 m ²
10	福島県福島市南矢野目字才ノ後 10番1	1筆	1, 376 m²
11)	福島県福島市本内字西河原 5 番 76	1筆	626. 35 m²
12	福島県福島市本内字西松川畑3番22	1筆	17. 38 m²
13	福島県伊達市梁川町字北本町 17番1	1筆	360.77 m^2
14)	福島県伊達市梁川町字北本町 17番1	1筆	1532.07 m^2
15)	福島県福島市南矢野目字三日尻1番3	1筆	892 m²
<u>16</u>)	福島県福島市北矢野目字江下2番1	1筆	2, 046. 83 m ²
<u>17</u>)	福島県福島市北矢野目字江下2番9	1筆	703. 81 m²

17 筆 20,008.18 m²

(2) 建物

① 福島県福島市南矢野目字オノ後3番地1所在 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ほくしん保育園園舎1棟 731.69 ㎡

② 福島県福島市南矢野目字才ノ後3番地1所在

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 ほくしん保育園園舎 1 棟

91. 50 m²

③ 福島県福島市南矢野目字才ノ後3番地1所在

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

ほくしん保育園園舎 (子育て支援センター) 1棟

152. 07 m²

④ 福島県福島市南矢野目字才ノ後3番地1所在

木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 物置1棟

 8.25 m^2

⑤ 福島県福島市南矢野目字オノ後6番地2所在 鉄筋コンクリート造陸屋根渡廊下付3階建

特別養護老人ホーム及びケアハウス ハッピー愛ランド1棟 8,573.66 m²

⑥ 福島県福島市南矢野目字才ノ後6番地2所在

コンクリートブロック造コンクリート屋根平家建 物置1棟 15.63 ㎡

⑦ 福島県福島市南矢野目字オノ後6番地2所在

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 機械室1棟

 72.00 m^2

⑧ 福島県福島市本内字西河原 5番地 76所在

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

ハッピー愛ランド老人居宅介護等事業所1棟

342, 29 m²

⑨ 福島県福島市笹木野字下屋敷 46 番地 3 所在

鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき平家建 あづま保育園 1 棟 924.95 ㎡

⑩ 福島県伊達市梁川町字北本町 17番地 3所在

木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 グループホームやながわ 1 棟 668.50 m²

⑪ 福島県伊達市保原町字泉町6番地1、1番地1、1番地2、1番地3、2番地、

5番地1所在

鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

特別養護老人ホーム ハッピー愛ランドほばら1棟

5, 119. 61 m²

② 福島県福島市北矢野目字江下2番地1所在 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ほくしん保育園園舎(子育て支援センター)1棟

661.06 m²

① 福島県伊達市梁川町字北本町17番地3所在 木造セメントかわらぶき平家建 デイサービスセンターはるか1棟

205. 15 m²

④ 福島県福島市笹木野字下屋敷 41 番地 2 所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 あづま児童発達支援センター「宙-そら」1 棟

541. 25 m²

⑤ 福島県福島市大森字下原田 45 番地 1 所在 鉄骨造陸屋根 3 階建

ハッピー愛ランドおおもり 1 棟

3,821.18 m²

⑩ 福島県伊達市保原町字泉町9番地1所在 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 ハッピー愛ランドほばら・いずみ1棟

1,521.81 m²

① 福島県二本松市油井字中ノ内 33 番地 2 所在 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 ハッピー愛ランドあだち 1 棟

1,672.04 m²

(8) 福島県福島市北矢野目字江下2番地9所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 ハッピー愛学童クラブやのめ1棟

188. 46 m²

18 棟 25, 311. 10 m²

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的にする事業の用に供する財産とする
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続 をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の 承認を得て、福島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる 場合には、福島県知事の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持 しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することな どを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 訪問看護事業
 - (3) 地域包括支援センターの設置経営
 - (4) 介護予防支援事業
 - (5) 介護予防・日常生活総合事業
 - (6) 訪問介護員養成研修事業
 - (7) サービス付き高齢者向け住宅事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解 散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議 員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財 団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 合併

(合併)

第47条 合併しようとするときは、理事会において3分の2以上の同意を経たのち、評議員総数の3分の2以上の決議を経て福島県知事の認可を受けなければならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

- 第48条 この定款を変更しようとするときは、理事会において3分の2以上の理事の同意を経た上で、評議員会の決議を得て、福島県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人北信福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 斎野 富永 理 事 誉田眞理子 上西 皓愃 前川 平八 今泉 圭二 IJ 鈴木 篤 佐々木和一郎 IJ 後藤 正 渡邉 泰男 IJ 川部 好 鈴木 武雄 監事 太田 宏三 IJ

2 この定款は、平成8年9月1日から施行する。

附則

この定款は、平成9年12月26日から施行する。

附即

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成12年3月13日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成14年3月11日)から施行する。

附則

この定款の変更は平成14年12月2日から施行する。

附則

この定款の変更は平成15年3月25日から施行する。

附 則

この定款の変更は平成15年12月18日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成17年10月12日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成18年1月13日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成18年6月29日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成18年11月1日)から施行する。

附則

この定款の変更は平成19年5月25日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成20年8月22日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成21年1月22日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成23年2月14日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成23年7月5日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成24年8月9日)から施行し、 平成24年8月30日より適用する。 附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成24年10月29日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成24年12月10日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成25年4月22日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成25年7月17日)から施行する。

附目

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成25年12月6日)から施行する。

附目

この定款の変更は平成26年5月27日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成27年3月16日)から施行する。

附則

この定款の変更は平成27年5月25日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成28年4月21日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成28年7月7日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成28年9月30日)から施行する。

附則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成30年4月13日)から施行する。

附則

この定款の変更は、平成30年6月12日から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(令和2年5月22日)から施行する。

附則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(令和2年8月24日)から施行する。